

建築物自己チェックシート

申請者氏名	
施設名称	
施設所在地	

1. 空気調和設備

管理方式	空気調和設備 ・ 機械換気設備 ・ その他()		
空気調和主方式		空気調和併用方式	
居室の主たる換気方式	第(1・2・3)種換気方式		

① 外気取入口

No.	内容	チェック欄	備考
1-1-1	外気取入口は、原則として地上から10m以上の位置に設けること。	適 ・ 否 ・ 該当なし	
1-1-2	取入外気の汚染防止のため、外気取入口(給気塔)と排気口(排気塔)との間に十分な距離をとること。	適 ・ 否 ・ 該当なし	
1-1-3	当該特定建築物に他の建築物が隣接しているときは、相互の空気汚染等の防止を考慮した位置に外気取入口及び排気口を設けること。	適 ・ 否 ・ 該当なし	
1-1-4	汚染空気の逆流を防止するため、駐車場系統の外気取入口は単独に設け、居室系統等の外気取入口と兼用しないこと。	適 ・ 否 ・ 該当なし	
1-1-5	冷却塔等エアロゾル発生装置と十分な距離をとること。	適 ・ 否 ・ 該当なし	

② 空気清浄装置等

No.	内容	チェック欄	備考
1-2-1	空気清浄装置は、室内浮遊粉じん濃度を法令に定める管理基準値内に維持するのに必要な性能を有するものを設けること。	適 ・ 否 ・ 該当なし	
1-2-2	外気導入量は、設計人員一人当たりおおむね30m ³ /Hとすること。	適 ・ 否 ・ 該当なし	

③ 空気調和設備及び関連設備

空気清浄装置の有無	有 ・ 無
-----------	-------

No.	内容	チェック欄	備考
1-3-1	空気調和設備は、その周囲に十分な点検スペースを確保し、かつ保守点検等が容易に行える場所に設けること。	適 ・ 否 ・ 該当なし	
1-3-2	空気調和設備は、ビル内の発熱量等を考慮した十分な暖房、冷房能力を有するものを設けること。	適 ・ 否 ・ 該当なし	
1-3-3	空気清浄装置の前後の静圧差を測定するために、有効な位置に差圧計又は静圧測定孔を設けること。 ただし、装置の前後において静圧差が生じないものにあつてはこの限りでないこと。	適 ・ 否 ・ 該当なし	
1-3-4	空気調和設備の処理風量を測定するために、有効な位置に風量測定孔を設けること。	適 ・ 否 ・ 該当なし	
1-3-5	吹出口及び吸込口は、室内の空気環境が不均一な分布とならないよう、その位置及び形式を選定すること。	適 ・ 否 ・ 該当なし	
1-3-6	居室の気積、在室人員、発じん量、発熱量等を考慮した十分な能力を有する換気設備を設けること。	適 ・ 否 ・ 該当なし	

1-3-7	遠隔監視、自動制御等のために、居室等に温湿度検出器を設けるときは、温湿度が適正に把握できる位置に設けること。	適 ・ 否 ・ 該当なし	
1-3-8	厨房内の排気フードには、グリスフィルターを設けること。	適 ・ 否 ・ 該当なし	

④ 加湿装置

加湿装置の有無	有 ・ 無	加湿方式		使用水	
No.	内容		チェック欄		備考
1-4-1	加湿装置は、室内相対湿度を法令に定める管理基準値内に維持するのに必要な性能を有するものを設置すること。		適 ・ 否 ・ 該当なし		
1-4-2	加湿に用いる水は、水道法第4条に規定する水質基準に適合した水を使用すること。		適 ・ 否 ・ 該当なし		

⑤ 冷却塔

冷却塔の有無	有 ・ 無	設置場所		使用水	
No.	内容		チェック欄		備考
1-5-1	冷却塔に用いる水は、水道法第4条に規定する水質基準に適合した水を使用すること。		適 ・ 否 ・ 該当なし		

2.給水設備

給水方式	高置水槽式 ・ 加圧ポンプ式 ・ 増圧給水方式 ・ 直圧 ・ その他()
------	---------------------------------------

① 貯水槽

貯水槽の有無	有 ・ 無	設計使用水量	m ³ /日
受水槽有効容量		高置水槽有効量	m ³

No.	内容	チェック欄	備考
2-1-1	貯水槽は衛生上支障なく、かつ、保守点検が容易に行える場所に設置すること。	適 ・ 否 ・ 該当なし	
2-1-2	貯水槽の周囲は六面(天井、底部、周壁)からの保守点検が容易に行えるよう、十分なスペースを確保すること。	適 ・ 否 ・ 該当なし	
2-1-3	貯水槽は、給水に支障なく掃除が行えるよう、原則として2槽式とすること。	適 ・ 否 ・ 該当なし	
2-1-4	貯水槽の上面にはポンプ、機械類を設置せず、かつ、上部には汚染の恐れのある管を通さないこと。	適 ・ 否 ・ 該当なし	
2-1-5	貯水槽の底部には排水に支障のないよう排水溝、ピット等を設け、かつ、底部面には適切な勾配を設けること。	適 ・ 否 ・ 該当なし	
2-1-6	常に衛生的な水を確保するため、次の措置を講ずること。 ・受水槽の給水口と揚水口は、原則として対称位置に設けること。 ・受水槽の容量が大きい場合は、原則としてう回壁を設けること。	適 ・ 否 ・ 該当なし	
2-1-7	貯水槽は、消防用水槽と兼用しないこと。	適 ・ 否 ・ 該当なし	
2-1-8	貯水槽室には、換気設備及び照明設備を設け、かつ床面の排水に支障のない構造とすること。	適 ・ 否 ・ 該当なし	
2-1-9	高置水槽を塔屋の屋上等、高所へ設ける場合は、その設置場所への昇降に支障のないようタラップ等を設けること。	適 ・ 否 ・ 該当なし	
2-1-10	マンホールの構造等は次によること。 ・マンホールの直径は60cm以上で防水密閉型とするとともに、堅固な構造で、かつ、鍵付とし、周囲から10cm以上立ち上げること。	適 ・ 否 ・ 該当なし	

2-1-11	オーバーフロー管と給水管末端との間には適切な吐水口空間を確保すること。	適 ・ 否 ・ 該当なし	
2-1-12	オーバーフロー管及び水抜管は間接排水とし、適切な排水口空間を確保すること。	適 ・ 否 ・ 該当なし	
2-1-13	オーバーフロー管及び通気管の開口部には、耐蝕性防虫網を設けること。	適 ・ 否 ・ 該当なし	

② 給水管

No.	内容	チェック欄	備考
2-2-1	給水設備は、当該給水設備以外の設備とは直接連結させないこと。	適 ・ 否 ・ 該当なし	
2-2-2	給水管は、水質に悪影響を与えない材質のものを使用すること。	適 ・ 否 ・ 該当なし	
2-2-3	給水管は、他の配管設備と明瞭に識別できる措置をとること。	適 ・ 否 ・ 該当なし	
2-2-4	給水管は汚染された液体や物質中を貫通させたり、その直下に埋設してはならないこと。	適 ・ 否 ・ 該当なし	

③ 逆流及び誤飲の防止

No.	内容	チェック欄	備考
2-3-1	給水器具をはじめとする給水設備には有効な吐水口空間を確保すること。また、有効な吐水口空間の確保ができない場合には、バキュームブレーカーの取付け等、逆流防止のため有効な措置をとること。	適 ・ 否 ・ 該当なし	
2-3-2	散水栓等は床埋込みとせず、壁付き又は立ち上げ形を原則とすること。	適 ・ 否 ・ 該当なし	
2-3-3	散水、洗車及び掃除等、誤飲のおそれのある用途には、飲用系統から給水すること。ただし、非飲用である旨の表示を行う場合はこの限りでないこと。	適 ・ 否 ・ 該当なし	

④ 循環式給湯(冷水)設備

No.	内容	チェック欄	備考
2-4-1	貯湯(冷水)タンクの膨張管は単独配管とし、高置水槽又は補給水槽に接続しないこと。	適 ・ 否 ・ 該当なし	
2-4-2	循環式給湯設備については、貯湯タンクの湯温は60℃以上、末端の給湯栓でも55℃以上となるように設定すること。	適 ・ 否 ・ 該当なし	

3.雑用水設備

雑用水設備の有無	有 ・ 無		
使用する原水	井戸水 ・ 雨水 ・ 工業用水 ・ その他()		
使用用途	水洗便所 ・ 散水 ・ 修景 ・ 清掃 ・ その他()		
塩素消毒設備の設置	有 ・ 無	ろ過装置の設置	有 ・ 無

① 使用基準

No.	内容	チェック欄	備考
3-1-1	雑用水は、原水の種類に応じて水洗便所、散水、修景、清掃の用及びこれらに類する用途で使用し、用途に応じ法施行規則に規定された水質を確保すること。ただし、し尿を含む排水を原水として再利用する場合は、水洗便所の便器洗浄水に限ること。	適 ・ 否 ・ 該当なし	

② 構造設備等

No.	内容	チェック欄	備考
3-2-1	雑用水設備は、点検、清掃等が容易に行える設置場所及び構造とすること。	適 ・ 否 ・ 該当なし	
3-2-2	水道事業又は専用水道から供給される水以外の水を使用する雑用水の処理過程には、塩素消毒設備と必要に応じてろ過装置等を設けること。	適 ・ 否 ・ 該当なし	

3-2-3	再生処理施設を設ける時は、臭気等が他に影響を与えぬよう区画し、専用の給排気設備を設けること。	適 ・ 否 ・ 該当なし	
3-2-4	雑用水は、水量の不足に備え、他からの補給水が確保できる構造とし、吐水口空間を適切に確保する等、補給水管へ逆流しないための有効な措置を講ずること。	適 ・ 否 ・ 該当なし	
3-2-5	雑用水を供給するすべての給水栓は、誤飲、誤使用を防止できる構造とする又は飲用できない旨を明確に表示すること。	適 ・ 否 ・ 該当なし	
3-2-6	雑用水管は、他の配管と識別できる措置を講ずること。	適 ・ 否 ・ 該当なし	
3-2-7	雑用水システムの末端には、法令に規定する水質検査を適正に実施することのできる検水栓を設けること。また、検水栓には、水質検査にあたり、配管内の滞留水を除くための排水設備を設けること。	適 ・ 否 ・ 該当なし	
3-2-8	手洗付の洗浄用タンクを有する便器及び洗浄装置付便座の洗浄装置には、雑用水を使用せず、飲料水を使用すること。	適 ・ 否 ・ 該当なし	
3-2-9	雨水の集水場所は、原則として屋根及び人の出入りのない屋上とし、集水時に落葉等の混入を防止できる構造で、余剰雨水を排除するため公共下水道等への有効な排水設備を設けること。 また、砂等が混入する場合は、必要に応じて初期雨量の排除設備やスクリーン、沈砂槽、塩素消毒設備、ろ過装置を設置すること。	適 ・ 否 ・ 該当なし	

③ 修景施設

修景施設の有無	有 ・ 無
---------	-------

No.	内容	チェック欄	備考
3-3-1	修景施設のうち、水を循環して使用し、かつエアロゾルの発生や建築物の利用者が接触するおそれがある場合には、消毒装置やろ過装置を設けること。	適 ・ 否 ・ 該当なし	
3-3-2	修景用水の貯水部分には、清掃用の排水設備を設けること。	適 ・ 否 ・ 該当なし	

4.排水設備

排水の処理方法	下水道 ・ 浄化槽
---------	-----------

① 排水槽

排水槽の有無	有 ・ 無
--------	-------

No.	内容	チェック欄	備考
4-1-1	排水槽は以下の構造基準を満たすものとする。 ・槽の内部は、不浸透質の耐水材料を使用し、漏水しない構造とすること。 ・槽の底部には、吸い込みピットを設けること。 ・排水ピットに向け1/10～1/15の勾配をとること。 ・マンホールの直径は、60cm以上で防臭型とし、各槽ごとに点検、清掃が容易に行える位置に2カ所以上設けること。 ・排水槽等は、臭気の漏れない構造とし、外気に直接開放した通気装置を設け、末端開口部には耐蝕性防虫網を取りつけること。 ・排水ポンプは2台以上設けること。 ・槽内の入隅部は、汚物等の除去が容易に行える構造とすること。 ・内部の点検、清掃作業用のタラップを設けること。	適 ・ 否 ・ 該当なし	

4-1-2	排水調整槽には、ばっ気装置や攪拌装置等、悪臭、腐敗防止のための有効な措置を講ずること。	適 ・ 否 ・ 該当なし	
4-1-3	排水ポンプ室には、換気設備を設けること。	適 ・ 否 ・ 該当なし	

② 排水管

No.	内容	チェック欄	備考
4-2-1	排水管は、掃除口を設ける等、保守点検が容易に行える構造とすること。	適 ・ 否 ・ 該当なし	
4-2-2	機器等からの排水は間接排水とし、排水口空間を確保すること。	適 ・ 否 ・ 該当なし	
4-2-3	雨水排水立て管は、汚水排水管若しくは通気管と兼用し、又はこれらの管に連結しないこと。	適 ・ 否 ・ 該当なし	

③ 阻集器

阻集器の有無	有 ・ 無
--------	-------

No.	内容	チェック欄	備考
4-3-1	排水中に油脂、厨芥、ガソリン、土砂等が含まれる場合は、有効な位置に阻集器を設けること。	適 ・ 否 ・ 該当なし	
4-3-2	阻集器は、排水中から油脂、厨芥、ガソリン、土砂等が有効に分離できる性能を有し、かつ、器内の清掃等が容易に行える構造とすること。	適 ・ 否 ・ 該当なし	
4-3-3	阻集器は、保守点検が容易に行える場所に設けること。	適 ・ 否 ・ 該当なし	

④ 排水ます

No.	内容	チェック欄	備考
4-4-1	排水ますは、保守管理及び清掃の容易な構造とすること。	適 ・ 否 ・ 該当なし	

5.廃棄物保管場所

保管場所	可燃性： 力所 m ²	厨芥類 ： 力所 m ²
	不燃性： 力所 m ²	再利用物： 力所 m ²
厨芥類のための低温保管設備の有無		有 ・ 無
給排水設備の有無		有 ・ 無

① 廃棄物保管場所

No.	内容	チェック欄	備考
5-1-1	廃棄物を収納するのに十分な広さを有する保管場所を設けること。	適 ・ 否 ・ 該当なし	
5-1-2	保管場所は、以下の構造基準を満たすものとする こと。 ・収集、搬出入が容易に行える場所とすること。 ・区画した構造とすること。 ・不燃性材料を使用すること。 ・床、周壁(腰壁程度)は不浸透材とすること。 ・分別して、収集及び保管ができる構造とすること。 ・床排水に支障のないよう、適度の床勾配及び側溝等を設けること。 ・屋内に集積場所を設ける場合で、廃棄物を車両に直接搬入する構造にあつては、原則として天井高を3m以上とすること。	適 ・ 否 ・ 該当なし	

5-1-3	保管場所には以下の設備を設けること。 ・屋内に保管場所を設けるときは、給排気設備を設けること。また、屋外に設けるときは、適正な排気設備(通風口等、強制排気以外のものを含む。)を設けること。 ・容器及び床等の洗浄用に給水栓を設けること。給水栓はバキュームブレーカー付とすること。 ・厨芥類が多量に排出される場合は、腐敗、臭気の発生等を防止するため、原則として冷房(冷蔵)保管設備を設けること。 ・給排気口、通風口等の開口部には、ねずみ、衛生害虫等の出入りを防止するための耐蝕性防虫網を取り付けること。 ・周囲の状況により、必要がある場合には脱臭装置を設けること。	適 ・ 否 ・ 該当なし	
-------	---	--------------	--

6.防虫・防そ構造

① 防虫構造

No.	内容	チェック欄	備考
6-1-1	建築物は、内部に衛生害虫が侵入しないような構造とすること。	適 ・ 否 ・ 該当なし	

② 防そ構造

No.	内容	チェック欄	備考
6-2-1	ネズミが建築物室内に侵入しないような構造とすること。	適 ・ 否 ・ 該当なし	
6-2-2	給排水管、配電管等を床、天井、側壁等を貫通させる場合には、その接点に座金を取り付けること。	適 ・ 否 ・ 該当なし	
6-2-3	出入り口のドア等の下部の隙間は、ネズミが通過できない幅に金属板等を張った自動開閉装置を設ける等、防そに有効な措置を講じること。	適 ・ 否 ・ 該当なし	
6-2-4	排水口、排気口等が外部と接する場所には、耐蝕性で堅固な金属網等の防そに有効な措置を講じること。	適 ・ 否 ・ 該当なし	

7.その他

① 建築構造等

No.	内容	チェック欄	備考
7-1-1	喫煙場所を設置する場合には、区画した上で、適切な排気対策を講じ、喫煙場所の空気が居室等に流出しない構造とすること。	適 ・ 否 ・ 該当なし	
7-1-2	天井内は、保守点検が容易に行えるよう十分な強度並びに必要なスペースを確保すること。	適 ・ 否 ・ 該当なし	

② 管理人室等

No.	内容	チェック欄	備考
7-2-1	維持管理上必要な管理人室及び清掃等管理用資材を保管する場所を確保すること。	適 ・ 否 ・ 該当なし	